

令和3年度第1回四條畷市国民健康保険運営協議会会議録

令和3年8月23日

四條畷市健康福祉部保険年金課

四條畷市国民健康保険運営協議会

- 1 日 時 令和3年8月23日（月曜日） 午後2時00分
- 2 場 所 市役所 本館3階 委員会室
- 3 案 件
（1）副会長の選出について
（2）四條畷市国民健康保険条例の一部改正について
（3）令和2年度国民健康保険特別会計決算見込みについて
（4）新型コロナウイルス感染症に係る対応の報告について
（5）その他
- 4 出席者
委員 瓜生 照代 委員 岸田 敦子
委員 太田 暁美 委員 山添 定明
委員 佐倉 公子 委員 野中 憲一
委員 上田 とよ子 委員 西村 進一
委員 近藤 明喜子 委員 新井 敏之
委員 佐伯 昌彦 委員 濱地 慎一郎
- 5 欠席者 会長 小寺 勝 委員 村上 広美
- 6 事務局
健康福祉部長 松川 順生
健康福祉部次長兼高齢福祉課長 阪本 律子
健康福祉部次長兼保健センター所長 豊留 利永
保険年金課長 板東 彰
 同上席主幹 田中 健吾
 同主任 秋 和宏
徴収対策課長 杉本 一也
 同主任 谷口 美江

開会 午後2時00分

○事務局

定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、皆様方には、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和3年度第1回四條畷市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。現在、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間内ではありますが、感染対策を行いながら、会議を進めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、小寺会長より体調不良につき、本日の会議は欠席されとの連絡がございましたのでご報告させていただきます。また、会長が不在の場合は、四條畷市国民健康保険条例施行規則第3条第2項の規定により、副会長がその職務を代理することになっておりますが、現在、副会長が不在でございますので、副会長が選任されるまでの間は、事務局において進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席者数を報告させていただきます。本日、出席されている委員は12名です。四條畷市国民健康保険条例施行規則第4条第1項の規定に基づき、委員の半数以上が出席されていますので、会議が成立することをご報告いたします。

なお、村上委員様におかれましては、他の所用のため、欠席する旨のご連絡をいただいております。

続きまして、委員及び事務局職員に異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

○事務局

(事務局職員紹介)

以上で紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局【板東保険年金課長】

それでは開会にあたりまして、東市長からご挨拶を申し上げます。

○東市長

(あいさつ)

○事務局

ありがとうございます。市長につきましては公務の都合上、ここで退席させていただきます。(市長退席)

それでは、議事に入る前に、資料の確認をさせていただきたいと存じますが、8月16日に配布した資料に一部誤りがあったため、本日、訂正した資料を机上に配布させていただいておりますので、お手数をお掛けいたしますが、お手元の資料の差替えをお願いいたします。

内容につきましては、資料8ページ(2)賦課限度額の状況中、令和2年度の支援金分の賦課

限度額を訂正しております。申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

この資料の他、次第と委員名簿、以上が本日の資料になります。不足等がございましたら挙手にてお知らせください。資料は以上となります。

案件（1）「副会長の選出について」

○事務局

それでは、案件（1）副会長の選出についてご説明いたします。

副会長につきましては、ご就任いただいております島委員の辞職によりまして、現在、副会長が不在となっております。

副会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令におきまして、会長に事故があるときに職務を代行するものとして、公益を代表する委員のうちから選挙された委員と定められています。選任方法につきましては、ご意見等はございますでしょうか。

○A委員

前回と同じように、公益委員の皆さんで話し合いをされて、決めていただけたらどうかと思います。

○事務局

ただ今、A委員さんの方から、公益代表委員での話し合いにより選出をというご提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、公益代表委員での話し合いにより選出というご提案でご異議がないようでございますので、公益代表委員の協議による選出ということでお願いしたいと思います。

それでは、公益代表委員の皆様には、別室で協議をお願いいたしますので、暫時休憩とさせていただきますたく存じます。

（休憩）

○事務局

それでは、休憩を閉じまして会議を再開させていただきます。ただ今、別室で協議が行われた結果、新たな副会長が選任されましたので、ご報告いたします。ご協議いただきました結果、副会長には岸田委員と決しました。

皆様の拍手をもってご承認とさせていただきますたく存じます。

（一同拍手）

ありがとうございました。それでは、副会長、前の席へお願いいたします。

（副会長席へ移動）

本日は会長が不在でございますので、副会長に議長をお願いしたいと思います。

副会長、よろしくお願いいたします。

○岸田副会長

(就任あいさつ)

それでは会議を進めさせていただきます。四條畷市国民健康保険条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に太田委員さんと佐倉委員さんをお願いいたします。

案件(2)「四條畷市国民健康保険条例の一部改正について」

○岸田副会長

それでは、案件(2)「四條畷市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

○事務局

案件(2)「四條畷市国民健康保険条例の一部改正」につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、資料の2ページをご覧ください。

改正理由は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金に関する規定を整備するものです。内容といたしましては、現在、出産育児一時金については、本体部分の40万4千円に産科医療補償制度加入の医療機関で出産した場合は、掛金相当額の1万6千円を加算して、総額42万円の支給をしております。

今回、産科医療補償制度における掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げとなるため、現行の支給金額を維持すべく、その差額4千円を本体部分の40万4千円に加算して40万8千円とし、総額を現行と同じく42万円とするものです。

なお、産科医療補償制度に加入する医療機関での出産の場合の加算額を定める条例施行規則も併せて改正するものです。案件(2)「四條畷市国民健康保険条例の一部改正について」の説明は、以上です。

○岸田副会長

事務局から説明がありましたが、本件「四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、当協議会の意見を求められているものであります。

これからご質問、ご意見をお受けします。ご質問、ご意見のある方、いかがでしょうか。これに関しては特にございませんか。

(質問・意見なし)

○岸田副会長

では、ないようですので、この案件につきましては、以上で終わらせていただきます。

それでは皆様にお諮りいたします。当協議会に諮問のありました、四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、当協議会としては原案の通り、答申してよろしいでしょうか。

(異議なしの声、あり)

○岸田副会長

はい、ありがとうございます。ご異議がないようですので、四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては原案通りといたします。なお本件についての答申書の作成につきましては会長、副会長に一任されたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、あり)

○岸田副会長

はい。ありがとうございます。ではご異議がないようですので、会長と調整させていただきまして、当協議会の意見として、市長宛に答申をいたします。委員の皆様には答申書の写しを後日送付させていただきます。

案件(3)「令和2年度国民健康保険特別会計決算見込みについて」

○岸田副会長

次に、案件(3)「令和2年度国民健康保険特別会計決算見込みについて」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。お願いします。

○事務局

それでは、私の方から令和2年度決算見込みについて説明いたします。まずは資料の6ページをご覧ください。少し横向きになっておりますが「1 歳入歳出決算額見込」でございます。まず、歳入の主な項目につきましてご説明いたします。

国民健康保険料は、10億5,308万7千円で、前年度比93.2%、約7,700万円の減でございます。これは、新型コロナウイルス感染症による保険料減免や被保険者数の減少によるものでございます。

次に、府支出金は、39億1,009万1千円で、前年度比90.7%、約4億円の減でございます。これは、歳出の保険給付費の減少によるものでございます。

次に、繰入金につきましては、6億8,570万3千円で、前年度比109.4%、約5,900万円の増でございます。この主な要因としましては、職員退職手当に係る経費によるものです。

次に、諸収入につきましては、3,575万3千円で、前年度比150.2%、約1,200万円の増で、これは資格喪失後受診に伴う返還金精算に係る療養費の精算額が生じたことが主な要因でございます。

次に、繰越金は8,790万3千円で、対前年度比97.0%、約270万円の減でございます。

次に、国庫支出金につきましては、2,670万9千円で、前年度比1,867.8%、約2,500万円の増でございます。この要因としましては、新型コロナウイルス感染症に係る減免対応分として災害等臨時特例補助金の交付があったことによるものです。

歳入合計は、57億9,968万6千円で、前年度比93.8%、約3億8,360万4千円の減でございます。

ます。

次に歳出につきましては、総務費は、9,975 万 7 千円で、前年度比 86.0%、約 1,600 万円の減で、前年度は職員の退職による退職手当の支給により増加したことの影響などによるものでございます。

保険給付費につきましては 38 億 1,087 万 5 千円で、前年度比 90.8%、約 3 億 8,600 万円の減となっています。要因としましては、被保険者の減少や、新型コロナウイルスの感染拡大による受診控えの影響が考えられます。

国民健康保険事業費納付金は、16 億 4,798 万円で、前年度比 101.0%、約 1,600 万円の増となっています。これは、徴収した保険料等を大阪府に納付するものでございます。

次に、保健事業費は、4,683 万 2 千円で、前年度比 96.4%、約 180 万円の減でございます。その要因としましては、特定健康診査にかかる費用の減等でございます。

次に、基金積立金は、8,562 万 3 千円で、繰越金から国庫負担金等の精算による返還金等を除いた額を積み立てております。

次に、諸支出金は、1,122 万 4 千円で、前年度比 70.6%、約 470 万円の減となっております。その要因としましては、国庫負担金等の精算に伴う返還金が減少したものでございます。

歳出合計は、57 億 229 万 1 千円で、前年度比 93.6%、約 3 億 9,000 万円の減でございます。

歳入歳出差引額は、9,739 万 5 千円の黒字で、単年度収支は、プラス 949 万 2 千円となっております。次に、7 ページをご覧ください。被保険者数等の状況でございます。

「(1) 世帯数及び被保険者数」の表をご覧ください。令和 2 年度は前年度に比べ、世帯数で 125 世帯の減少、被保険者数で 326 人の減少でございます。その主な要因としましては、その下段、(2) 被保険者数増減内訳の表で、後期高齢者医療制度への移行が 458 人となっておりますのが大きな要因になったものでございます。

次に、8 ページをご覧ください。「(1) 保険料の状況」でございます。令和 2 年度の保険料率は記載のとおりで、令和元年度に比べ、概ね所得割、均等割は減少し、平等割において増加の傾向にあります。

次に、「(2) 賦課限度額」につきましては、大阪府の賦課限度額の変更に伴い、医療分のみ増額となり、その他につきましては前年度と同額となっております。なお、限度額世帯数等は記載のとおりです。

次に、9 ページをご覧ください。「(3) 調定額の状況」につきましては、1 世帯当たり調定額は、14 万 720 円で、前年度比 95.26%、一人当たり調定額は、8 万 8,793 円で、前年度比 96.27%と、それぞれ減少しています。

次に、「(4) 収納率の状況」でございます。現年度分は、94.16%で前年度に比べ 1.33 ポイントの増となっております。滞納繰越分は、30.87%で、前年度比で 0.28 ポイントの減、合計では、83.61%で 1.88%の増でございます。

次に、「(5) 保険料の軽減の状況」につきましては、件数は4,643件で前年度比98.6%、68件の減少、金額は2億4,589万9千円で前年度比99.2%、190万4千円の減となっております。

次に、「(6) 保険料減免の状況」でございます。件数は522件で、前年度比130.2%、121件の増となっております。金額では7,109万4千円で、前年度比207.9%、3,690万2千円の増となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、保険料の納付が困難になった世帯の保険料の減免を実施したことが主な要因となっております。

次に、10ページをご覧ください。「給付の状況」でございます。記載のとおり費用額は前年度比90.5%、一人当たり費用額は前年度比93.8%と、それぞれ減少しております。

その他給付費の状況は、ご覧のとおりとなっております。

以上簡単ではございますが、保険年金課所管部分について少しかいつまんで説明させていただきました。続きまして保健センターの方より説明させていただきます。

○事務局

それでは続きましての保健事業についてご説明いたしますので12ページをお開きいただきたいと存じます。令和元年度から、国民健康保険の被保険者の健康づくりをより効果的に実施するため、ジェネリック医薬品普及促進事務を除いた保健事業を、保健センターに一元化して実施しております。さて、新型コロナウイルス感染症の流行により、外出自粛により検証を控える傾向にございまして特定健康診査は、受診者数が13人増加したものの、若年健康診査や人間ドックは受診者数が113人減少しており、全体的には、受診者数は減少する傾向にございました。

特定健康診査の受診率につきましては、30.5%と前年度に比べ1.4ポイント増加しております。未受診者への電話勧奨等による受診効果が大きいと認識しております。また、受診率向上に向けた取り組みにつきましては、業務委託により実施しており、過去7年間の受診履歴や結果などのデータをもとに、被保険者を五つに分類いたしまして、受診勧奨通知や、電話による受診勧奨を行っております。

次に、特定保健指導につきましては、32.8%と、前年度に比べ18.4ポイント上昇しております。上昇の要因につきましては、本事業が業務委託により、例年実施しておりますが、それに加えて、地区の担当保健師が担当者宅を個別に訪問を実施したことが、実施率の上昇に繋がったものと認識しております。なお、個別訪問を実施することで、対象者自身の対面による、制度内容の理解や、ご納得いただいた上での、保健指導に取り組んでいただける動機づけになっていることと、保健職員にも、事業のやりがいを感じることができ、双方にメリットがあると認識しております。次に、若年健康診査につきましては、6.5%と前年度に比べ3.7ポイント減少しております。

次に、令和元年度から実施しております重複多剤者に対する取り組みにつきましてご説明いたしますので、13ページをお開きください。令和2年1月から3月までの受診、診療分のKDB

データから、同一成分の薬剤を2施設以上の医療機関で処方されたなどの重複投薬された被保険者や、2施設以上の医療機関から8剤以上の多剤投与された被保険者、323人に個別に案内するとともに、うち上位54人の方に電話を行った上で、保健指導を25人させていただいております。

次に、令和元年度から実施しております、糖尿病性腎症重症化予防の取り組みにつきましては、この糖尿病性腎症は重症化いたしますと、人工透析に至り、本人の身体的負担はもちろんのこと、医療費は1人年間600万円かかるとも言われております。糖尿病性腎症を含めた腎不全にかかる医療費は、本市の国民健康保険の全医療費の約7%を占めておる状況でございまして、また、死因別の標準化死亡比では、腎不全が高く、特に女性の比率が非常に高い状況になってございます。このようなことから、令和2年度の特定健診の結果、糖尿病性腎症のリスクが高い方に、糖尿病かつ腎機能が低下している12の方に、文書及び電話による医療機関への受診を促したところでございます。また、過去のレセプトデータを活用しまして、糖尿病の治療を中断されている120の方に、個別に受診の勧奨を実施したところでございます。保健事業につきましては以上となります。

○事務局

続きまして徴収対策課分をご説明させていただきます。16ページをご覧ください。

「(1) 未収入額等の状況」につきまして、令和2年度の国民健康保険料収入済額は、現年度分で9,229万6,000円。滞納繰越分で6,464万5,000円となり、2,409万3,000円不納欠損処分としたため、繰越未収入額は1億8,233万円となりました。

「(2) 現年度徴収」につきましては、令和2年度は督促状送付の取り組みとして、督促状を9,990件送付し、督促手数料を43万1,880円、延滞金1,125万3,323円を徴収いたしました。コールセンターによる催告として2,405件の架電を行い、548万7,452円の納付がございました。納付書等投函業務員として、257件訪問し、246万2,995円の納付がございました。平日に来庁が困難な方に対して、休日納付相談を8回実施いたしました。はい。17ページをご覧ください。

「(3) 滞納処分の実施」につきましては、財産調査として、令和2年度162件、3,876万9,043円を差し押さえ、納付額は911万2,463円となっております。差し押さえ債権の内容としては、預貯金、給与、年金、生命保険等を差し押さえいたしました。交付要求として、令和2年度に12件。34万5,753円の配当がございました。公売状況として、1件の公売を行い、11万4,517円を充当しております。

18ページをご覧ください。「(4) 大阪府域地方税徴収機構」につきましては、令和2年度は市税と合わせて134件を引き継ぎ、完結事案43件でございます。国民健康保険料収入分は2,027万6,638円でございます。以上で徴収対策課分についての説明を終わらせていただきます。

○岸田副会長

はい、ありがとうございます。ただいま、会計の決算について事務局から様々な説明があり

ましたけれども、ご質問、ご意見をお受けしたいと思います。ご質問、ご意見いただけたらと思いますがいかがでしょうか。はい。B 委員どうぞ。

○B 委員

すいません。12 ページの表について 1 ヶ所お尋ねしたいんですけれども、特定保健指導の対象者数というのは、1 番の括弧の人数がそのまま 2 番の対象者数に入ってくるのかなと思って見ていたんですけど、そういうわけではないんでしょうか。令和元年度の 271 人というのは①と②が同じなんですけども、令和 2 年度の 259 人と 201 人というふうに、その対象者が違うのかなと思いましたので、ちょっと教えていただければと思います。

○岸田副会長

今の質問に対して事務局お願いします。

○事務局

今の委員ご指摘いただいた部分について、特定保健指導の対象者が①のところの 259 人と 201 人のところと差異がございまして、この部分について単純な誤りなのか、ちょっともう一度こちらの方で確認させていただきたいと思います。

○岸田副会長

今の点については、確認をしてどうしたらよろしいですか。

○事務局

事務局通じてご報告させていただきたいと存じます。すいません。

○岸田副会長

はい。よろしいですか B 委員。

○B 委員

はい。よろしくお願いします。

○岸田副会長

他の委員の方はどうでしょうか。はい、C 委員どうぞ。

○C 委員

すいません 13 ページ。保険のところが続いて申し訳ないんですけど、13 ページの (4) の重複多剤投与者ですね。ここで一番下のところに、323 人に個別通知のアドバイスを行ったと。あと、25 人に保健指導を実施したというのがあって、実施してその結果、何か減ったとか、そのあとの結果。それと (5) の糖尿病性腎症重症化予防事業も一緒なんですけど、この 120 人に対して受診勧奨を行ったと。行った結果、何人が受診したとか、この数値が改善したとか、何かそういったところの結果みたいなものがあれば教えていただきたいんです。

○事務局

はい。まず重複多剤のところにつきましては、54 人の方に保健師から架電させていただいた中で、その内容を聞き取った内容に基づいて 25 人の方に保健指導をさせていただいた次第です。

今後、その結果の部分については、受診のレセプトデータの方を分析させていただいて、評価結果を検証したいというふうに考えております。ですがそちらの方まだ今、上半期の部分で取り組みの方を進めておりますので現時点ではちょっと、評価の検証の方はお伝えすることできません。すいません。

5番目のところにつきましては元年度から実施しておるんですけども、この部分につきましては、今の医師会様と連携協働をさせていただいた中で、声かけを今行っている状況になっておりまして、その結果の部分についても、また行動変容を起こしてるかどうかという部分についても、今後また検証していきたいというふうに思っております。

○岸田副会長

C委員。よろしいでしょうか。すいません、その結果はいつごろわかるのかというのはありますか。

○事務局

4番目のところについては、効果検証をさせていただきたいと思っておりますので、その分については、今年度、また、2回目の運協のところでまたご説明させていただきたいというふうに思っております。

5番目のところにつきましては、医師会様の方から、またかかりつけ医から指導の方の部分をお声掛けさせていただく事業を、9月から展開をさらにしておりますので、その部分についての効果検証をどういう形でできるのかという部分は、また医師会様と協議、連携しながら、どういう形で次の展開に行けるかどうかも含めて、検証していきたいというふうに思っております。こちらの方は協議の中での話になりますので、今年度末ぐらいのところでご説明できるかどうか、ちょっと今は確約できない状況になってございます。以上です。

○岸田副会長

はいわかりました、ありがとうございます。では(4)のところに関しては、次回、来年2月にある協議会で報告ということでお願いします。他にご質問でも構いませんので。また現場の方々の忌憚ないご意見でも構いませんので、ご要望等もございましたら、いかがでしょうか。D委員どうぞ。

○OD委員

私の方も実は副会長と同じく3年ぶりなんですね、ここに帰ってくるのが。前回は市単独で運営してる決算が最後の協議だったかと思っておりますので、広域化されてからの運協初めてですので、広域化に伴うお尋ねとか、要望とかになるかと思うのですがよろしく願いいたします。この国保の広域化の時にですね、年齢構成が高いので、医療費の水準が高いとか、或いは保険料負担が重いとか、或いは市という小規模な自治体では、財政が不安定になりやすいとか、そういった、国保の抱えている構造的な課題の解決を掲げて、都道府県単位に広域化されて3年になりました。ちょうど本格的に統一されるまで経過措置期間6年ありますけれども、ちょう

ど今回のこの決算あたりは、折り返し点になるのかなと思っております。

私が常々思うのは、安定して、持続可能な制度構築を進めるということは、またそれは同時に市民お1人お1人の負担も増やしてはならないのだと、それは忘れてはならないと思っております。なのでその観点からみて、お尋ねなりしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。まず保険料ですけれども、当初は認められていなかった財政安定化基金、これを投入しての保険料の抑制軽減ですけれども、それが令和2年度から実現いたしました。この基金は令和2年度末で5億2,300万円あるということで、それを崩して、約4年間で1億ずつ、あるいは1億強を投入するということでしたが、令和2年度は1億、3年度は1億4,000万を投入したと聞いております。ただそれは令和5年度までの話であって、それ以降はこの基金というのは保健事業にしか使えないと、そのようにも今まで聞いておりました。ですが、実際には、その後の抑制策についても、今考えておくべきではないかと、そのように思っておりますので、これはちょっと要望にとどめておきます。

2点目ですけれども、それに伴う減免制度ですけれども、従来うちの市には10項目があったかと思うんですね、大きくは9項目ですが、細かく分けたら10項目の減免項目がありました。それが広域化によって、大阪府との共通基準になっても、そのまんま残るものは3項目しかないとのことでありました。残り7項目のうちの2項目は、令和3年度には運用内容を変えるし、また3項目は、令和3年度には廃止するし、あと2項目は、令和6年度に廃止する、このように聞いております。令和3年度において、運用を変更する。また廃止する。そのように言われておりましたその項目について、今どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○岸田副会長

事務局お願いします。

○事務局

はい。現在、本市が行っている保険料減免の項目は、委員ご指摘の通り、10項目というふうになってございますが、大阪府国民健康保険運営方針において、保険料の減免項目の統一が示されておりまして、その項目は災害、収入減少、拘禁、旧非扶養者の4項目が共通基準となっております。このことから激変緩和措置期間に段階的な見直しをする必要がある、というものでございます。これまで被保険者への周知を経た後の令和3年度以降の変更内容といたしまして、共通項目以外で、障がい者、多人数世帯、老年者等の減免を令和3年度に見直しを行いまして、残りの離職者、長期入院、借入金等の減免につきましては、令和3年度に廃止となっているものでございます。具体的な内容につきましては、まず共通以外の離職による減免は、令和3年度に所得比較の算定方法を見直すことによりまして収入減少による減免に統合したため、令和3年度に廃止となっておりますものでございます。障がい者減免につきましては令和3年度に障がいの程度、重度障がい者医療費助成制度に準じた取り扱いに見直しまして、令和6年度に廃止を予定しております。長期入院につきましては、入院の長期化による収入の減少と医

療費の負担に着目した減免となっているところでございますが、収入減少による減免の適用や、高額療養費制度、一部負担金減免制度などを利用することができることから、令和３年度に廃止となったものでございます。多人数世帯につきましては、保険料軽減世帯も対象であったことから、令和３年度に重複を見直しまして、令和６年度に廃止を予定しております。老年者等につきましては、軽減基準額等の所得比較によりまして、軽減基準額よりも、所得が一定基準以下となった方を対象として、減免を適用した場合、軽減世帯の保険料より下回る場合があったことから、令和３年度に、所得の比較割合と減免割合を見直しまして、令和６年度に廃止を予定しております。借入金等の減免といたしまして、住宅ローンの返済や家賃の支払いが多くを占めるものとなっておりますことから、一般世帯とのバランスを考慮する必要があったということでございまして令和３年度に廃止したものでございます。以上でございます。

○岸田副会長

D 委員どうぞ。

○OD 委員

ありがとうございます。ただ制度というのは、お聞きしていてもやはりなかなか難しいので、具体には一体どうなんだろうと。よくわかるようでわからないような、難しい内容かなと思うんですが、例えばですね、今まででしたら、この年に、その保険料が当たるその年に失業とか、或いは仕事なんかを停止した。その時には、減免になっていたのが、簡単な言い方をすれば、また、納付の義務のある方が、65 歳以上であるとか母子家庭であるとか父子家庭であるとか、或いはその合算であるとかの時だったら、所得が基準額より少なかったら、もうそれはそれで、もう減免の対象になったと。簡単に言えばそういったことだったかと思うんですね。ところが今ご説明があったように、ほとんどのものが、いろんなその制度と変えられて、その減免制度がなくなっていく。それを考えてみたら、これだと、先ほど申し上げた、広域化の背景の一つには、保険料負担が重い。そういった構造があるということで、その広域化をしようという一つの背景になったかと思うんですね。ところが、このままだと、結局保険料の負担が、この減免措置がなくなっていくことによって、重たいままで終わって、結局は解消されないのではないかと。逆になるんじゃないかと、そのように思ったりもいたします。

それで、実はですね、先日市民の方からメールをいただきました。私の全く存じ上げない方だったのですが、私のホームページを通してメールをいただきました。その方のメールの中にはこのように書かれていました。私は母子家庭の子どもが３人、高校３年、中学３年、中学１年の子どもたちがいますと。前年度の保険料は月々9,490 円でした。それでも払うのに大変だったのに、今年は１万 4,830 円、1.5 倍ですね、1 万 4,830 円でびっくりしました。早速、市役所のご担当のところに、行きましたと。そうすると、今年からは大阪府で決められた金額の支払いになるので、どうにもなりませんと言われて帰ってきましたが、母子家庭で収入も少ない家庭に毎月この金額は無理です。もっと相談できるような市にして欲しいです、というふうなメ

ールをいただいたんですね。私も、この方の個人情報是一切わかりませんので、ご担当の方に聞いてみましたら、この市民の方に説明した通り、恐らくは6年かけて保険料率とか減免基準等が府内で統一されることになっているので、この方もおそらくそのケースに当たっておられるのではないかと、そうお答えさせていただきました。私もこの市民の方はメールしかわかりませんので、メールを通してながら、改めてその市の見解を述べながら、そのほかに国保以外でも何か支援できるメニューがないのかと、そのように悩んでおりますと。よろしかったら、一度、お会いしませんかというメール送ったんですけれども。私は、このように、現実には国保のこの制度が広域化されたことによって、市民の負担が大きくなったのであれば、それはやはり、考えなくてはならないのではないかと、そのように思っております。従来、この四條畷市国保というのは、当局のご尽力もあって、本当に収納率も良かったです。また、この時黒字の財政が続いておりましたし、なおかつ先ほど10項目と言っていたように、大阪府下でも手厚いと言われる減免制度で、運営しておりました。それが広域化されたので仕方がないと。それでは済まないのではないかと、そのように思っております。ちょうどこの昨年の9月の国保協議会から、私たち議員の方にも協力を呼びかける国への要望書がありました。国会議員の方に出すので、各市議員の方も、いろんな国会議員に言って欲しいという、そういった内容だったんですけれども、読ませていただいたときに、やはり財政支援の拡充、これに多くの箇所でも触れておられます。私も当然、継続して国会議員に強く求めていく、いきますけれども、ご担当者の方でも、それをどのようにお考えなのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○岸田副会長

事務局をお願いします。

○事務局

はい。国民健康保険制度におきましては、やはりご指摘いただいておりますように高齢化の進展や被保険者の低所得化とともに医療費の増加といった構造的な課題を抱えている現状があることから、平成30年度に国民健康保険制度、新たな国民健康保険制度実施のもと、都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保と国保運営に、中心的な役割を担っていただけると。それをもって制度を安定化させるとともに市町村においては、地域住民と身近な関係の中で資格管理や保険給付、保険料の賦課、徴収及び保健事業等、きめ細かい事業を引き続き、担うものとされておるところでございます。本市におきましてはこの考え方のもと、国民健康保険の安定的な運営や広域化等に向けて進めているところでございますが、いろいろと今ご指摘いただいているところも踏まえまして、本市の事業の運営状況とか、事業の取り組み推進にあたりましては継続的な改善等も必要になってくる、ということでございますので大阪府と連携を図りつつ、必要に応じて要望等を行うなど、適切な国保事業の運営に努めて参りたいと、このように考えておるところでございます。

○岸田副会長

委員どうぞ。

○D 委員

ありがとうございます。当然今までも、その後担当者会のときなんかには、声を上げていただいていたと思うんですね。ですが今まで以上に、より強く声を上げていただいて、例えば、今まででしたら、頑なに大阪府の方が認めていなかった基金を投入しての保険料の抑制。これも声を上げることによってできたわけですから、この軽減措置、減免措置ですね、減免措置においても、いろんな形で市民を守っていけるような、そういった訴えをしていけば、また知恵を絞ればそれは可能なかなと思っておりますので、どうぞよろしくとお願いしておきたいと思います。

○岸田副会長

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。すいません。

では、私進める立場なんですけれども、先ほどの D 委員のご指摘受けて、私もちょっと確認させていただきたいことがありまして、いくつかお願いします。まず、今の減免の問題に関して大変重要なご指摘と私も思っております。ですのでこれはやはり今 D 委員がおっしゃったように、市が独自でやっぱり、国民健康保険に加入している方はやっぱり所得の低い方も多いですので、そういった本当に困っておられる方々に、負担が増えないような制度であるように、ぜひ私からも要望していただきたいというお願いはしておきます。あと基金の問題もありましたので、先ほど D 委員おっしゃったように、基金の取り崩しを令和 2 年度から進めている。その前からも含めて進めておりますけれども、今現在、その基金の残高が幾らの見込みで、今後も引き続き年 1 億円という方針で進めていかれるのか、その点をお願いできたらと思います。お願いします。

○事務局

はい。令和 2 年度時点の残高というところでございますが、5 億 2,314 万 789 円ということになってございます。基金の活用につきましては、令和 2 年度以降、先ほどお話もございました通り、1 億円を基本として、保険料上昇抑制に、活用するという考えのもと、令和 6 年度の標準保険料率を見据えた活用というところをやっていくということは基本的には考えているところでございます。しかしながら、今年度のようなコロナ禍の状況にあって、かつ、一定基金に積み立てる余剰金も出ておるというところでございましたので、今年度につきましては、1 億 4,000 万円を活用して、国保会計に繰り入れることによりまして、横ばいもしくは引き下げというところで保険料を設定させていただいたような状況でございます。今後につきましては、当協議会のご意見もお聞きするというのは前提なんですけれども、収支状況であったり大阪府が毎年算定されます標準保険料を見据えながら、検討を重ねた上で適切な保険料率の設定というところに取り組んで参りたいというふうに考えております。

○岸田副会長

はい。ありがとうございます。今、5億2,300万なにがしとおっしゃったのは、令和2年度末ですね。そこから今年度1億4,000万ほど崩すという予定だということですね。わかりました。こういった基金からの取り崩しで、先ほど説明ありましたように保険料も、割と所得割なども低く、大阪府下でも、割と安い方になっておりますので、そういったことは評価できるかなと思っております。今後ともご指摘あったように、市民の負担が増えないような施策をぜひ取り入れていただけたらとお願いをしておきます。他の委員さんはよろしいでしょうか。

(意見なし)

○岸田副会長

はい。すいません私も質問させていただいて、ありがとうございました。ではないようですので、この案件につきましては以上で終わらせていただきます。

案件(4)「新型コロナウイルス感染症に係る対応の報告について」

○岸田副会長

続きまして、案件(4)「新型コロナウイルス感染症に係る対応の報告について」を議題いたします。事務局に内容の説明を求めます。お願いします。

○事務局

それでは案件(4)「新型コロナウイルス感染症に係る対応の報告」につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料の19ページをご覧ください。令和2年度における新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、1点目は保険料減免についてでございます。

「(1) 減免対象」として、1つは、主たる生計維持者が新型コロナウイルスにより死亡、又は重篤な傷病を負った世帯に対しては、保険料の全部を減免し、2つ目は新型コロナウイルスにより主たる生計維持者の事業収入等について、「(2) 要件」のとおり令和元年中と比較して令和2年中に3割以上の減少が見込まれるなど、一定の所得要件に該当した世帯となります。この要件に該当する世帯に対し、「(3) 減免額」に記載のとおり、その世帯に占める生計維持者の減少が見込まれる事業収入等の割合を基礎として、前年の所得区分に応じて2割から最大10割の減免を行ったものです。次ページをご覧ください。

「(5) 減免実績」は、令和3年3月末現在、件数が377件、減免額は5千2万2,760円となっております。なお、令和3年度の取扱いといたしましては、令和3年4月から令和4年3月末までに納期限がある令和3年度の保険料についても、同基準にて実施しております。

2点目は、傷病手当金の支給についてでございます。

「(1) 支給対象」は、給与の支払いを受けている被用者のうち、新型コロナウイルスに感染、又は感染が疑われる方が療養のため仕事を休まざるを得なかった期間に給与の支払いを受けられなかった場合とし「(3) 支給額」につきましては、休まれた4日目以降の期間中、給与の3

分の2の額を傷病手当金として支給したものです。

「(5) 令和2年度の支給実績」は、件数が5件、支給額は50万115円となっております。
なお、適用期間につきましては、当初、国において令和2年1月から同年9月末とされていましたが、継続してその期間が延長されまして、現在は令和3年12月末までとされています。
以上、案件(4)「新型コロナウイルス感染症に係る対応」の報告とさせていただきます。

○岸田副会長

はい。ありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたので、これからご質問、ご意見をお受けしたいと思います。これについてはいかがでしょうか。特にございませんか。

すいませんちょっと傷病手当の方で、支給実績5件ということですが、これ人数としては何人っていうのは、5人ということでしょうか。

○事務局

はい。1件が1名になります。

○岸田副会長

はい。ありがとうございました。あと昨年1年前の運営協議会の議事録を確認しておりますと、この案件について、その制度の周知に関して、まだまだ行き渡ってないんじゃないかというご指摘があって、コールセンターで、個別に行って知らない人に知っていただいて、利用の促進をしたかどうかというご意見が委員さんの中から出ておりました。それはその後具体的にどうされたのか伺いできたらと思います。はい。お願いします。

○事務局

はい。すいません。四條畷市におきまして市税等コールセンターというのを毎年8月ごろに設置をさせていただいております。こちらの方に関しましてはあくまでも納付の自主納付の呼びかけ、現年の自主納付の呼びかけ及び口座振替の勧奨ということで、お忘れじゃないでしょうかというようなお問い合わせもさせていただいているところがコールセンターの業務でございますが、コールセンターに関しましてコロナの減免等に関しましてはやはりそういった形でお支払いの関係でお支払いがちょっとしんどいというような相談があった場合につきましては、担当課保険年金課さんのほうに一度お問い合わせしていただきまして、そういった減免制度等ございますので、一度ご確認されたらどうでしょうかというようなお答え程度しかしておりませんので、実際に傷病手当がありますので、ぜひという形でこちらからおかけするというような形はできませんでしたので、あくまでもこちらからおかけした際の、ご相談で、この関係でちょっとしんどいといった場合は、担当課の方へ一度ご相談されているような制度をご確認されたらどうでしょうかという程度にとどまっております。以上です。

○岸田副会長

はい。ありがとうございます。支払いがしんどいという申告があれば、それに対してはお答えいただいているということですね。また、そういった皆さんからのご意見で、いろいろと取り

入れていただけるところもありますので、皆さん方もぜひご忌憚のないご質問ご要望いただけたらと思います。よろしいですかね。はい。ではないようですので、この案件についても、以上で終わらせていただきたいと思います。

案件（5）「その他」

○岸田副会長

次に、案件5「その他」がありますが、事務局何かありますでしょうか。

○事務局

はい。特にございません。

○岸田副会長

はい。それでは以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。よって本協議会はこれにて閉会したいと思います。委員の皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会 午後3時08分